

# 参考資料 1

<平成24年2月22日 上十三地域広域市町村圏協議会 市町村長会議 配布資料>

## 定住自立圏構想 上十三地域における圏域形成のあり方 について

# 【目次】

- 1－はじめに
- 2－これまでの経緯
- 3－圏域形成の類型と留意点
- 4－圏域形成の方向性

1 – はじめに

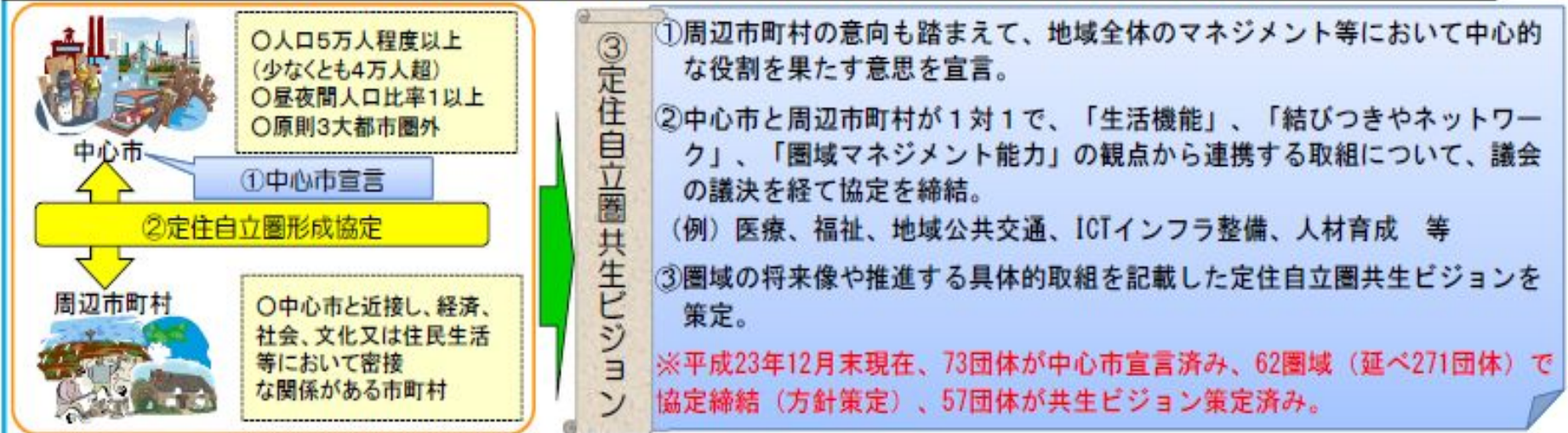
# 「定住自立圏構想」の推進

## 1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～)(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

## 2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

## 3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)
  - ・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
  - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)
  - ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(上限1,000万円)について、8割を特別交付税措置)
- 関係府省
  - ・事業の優先採択

## 【基本コンセプト】

- 交通機関の発達やインターネットの普及により、行政に対する住民のニーズは広域化し、住民のほとんどは市町村の境界の影響されず圏域単位で生活している。  
(例：通勤通学圏、商圈におけるニーズ、医療圏、)
- 自治体単独で対応しようとする場合、規模に見合わないと思断念し、広域化した住民ニーズに対応することができないままになることがある。
- 人口減少、少子高齢化が進行する状況において、すべての市町村でフルセットの機能を確保することは困難。中心市と周辺市町村の連携・協力により圏域の暮らしを維持していくことが重要ではないか。
- 全ての住民ニーズに対応できるわけではないが、定住自立圏の制度を活用することにより、合意ができたものについては、自治体間で協力して戦略を共有し、圏域全体で行政サービスの向上を考えることができるのではないか。

	単独市町 による実施	広域組合 による実施	定住自立圏に よる実施
一般財源による支出	×	×	国の一定の 財政支援
国や県の補助金の活用	×	×	一定の優先採択も期待

選択肢が広がる！



## 既存の広域行政関連施策との違い

○これまでも市町村単独で実施が難しい事務は、広域市町村圏組合など広域行政で対応してきた。定住自立圏構想は「広域行政の発展版」とも言っても差し支えない。

既存の地方自治制度においても、広域市町村圏組合など広域行政を活用して、複数の自治体が連携して、「規模のメリット」を出すことができた。



一方で、

連携したいと考えた事業を実施するまでに、

- ・全自治体が参加の意思を示すこと
- ・事業実施までに、国・県と協議して、各種手続きをとることが必要であった。

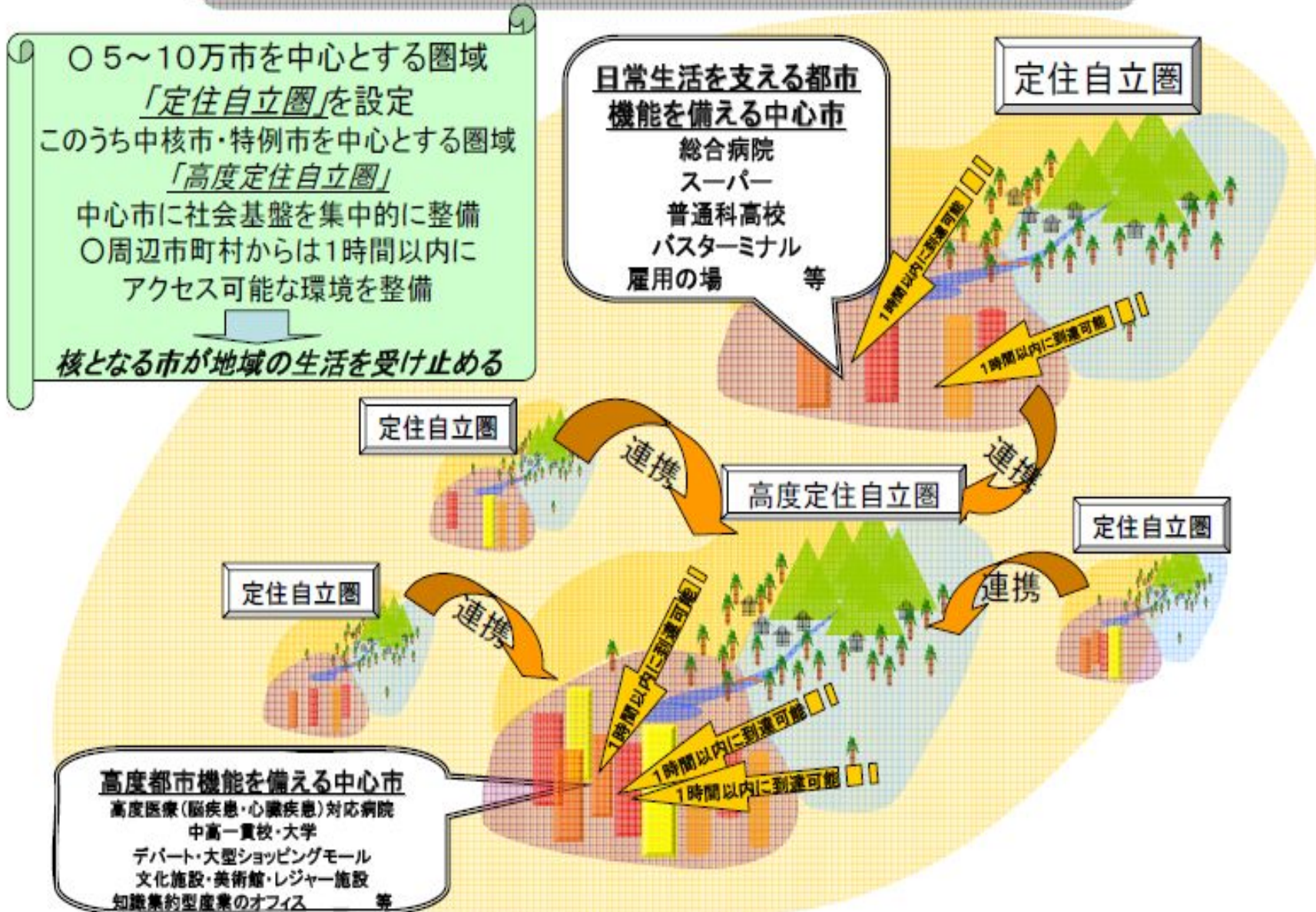


○定住自立圏構想では、自治体が連携して様々な事業が実施できるようにするために  
→全ての自治体が参加しなくても個別に連携できる仕組みにした。

(1対1で協定を締結する仕組みとすることにより、1市1町、1市2町という個別の連携でも締結することが可能。)

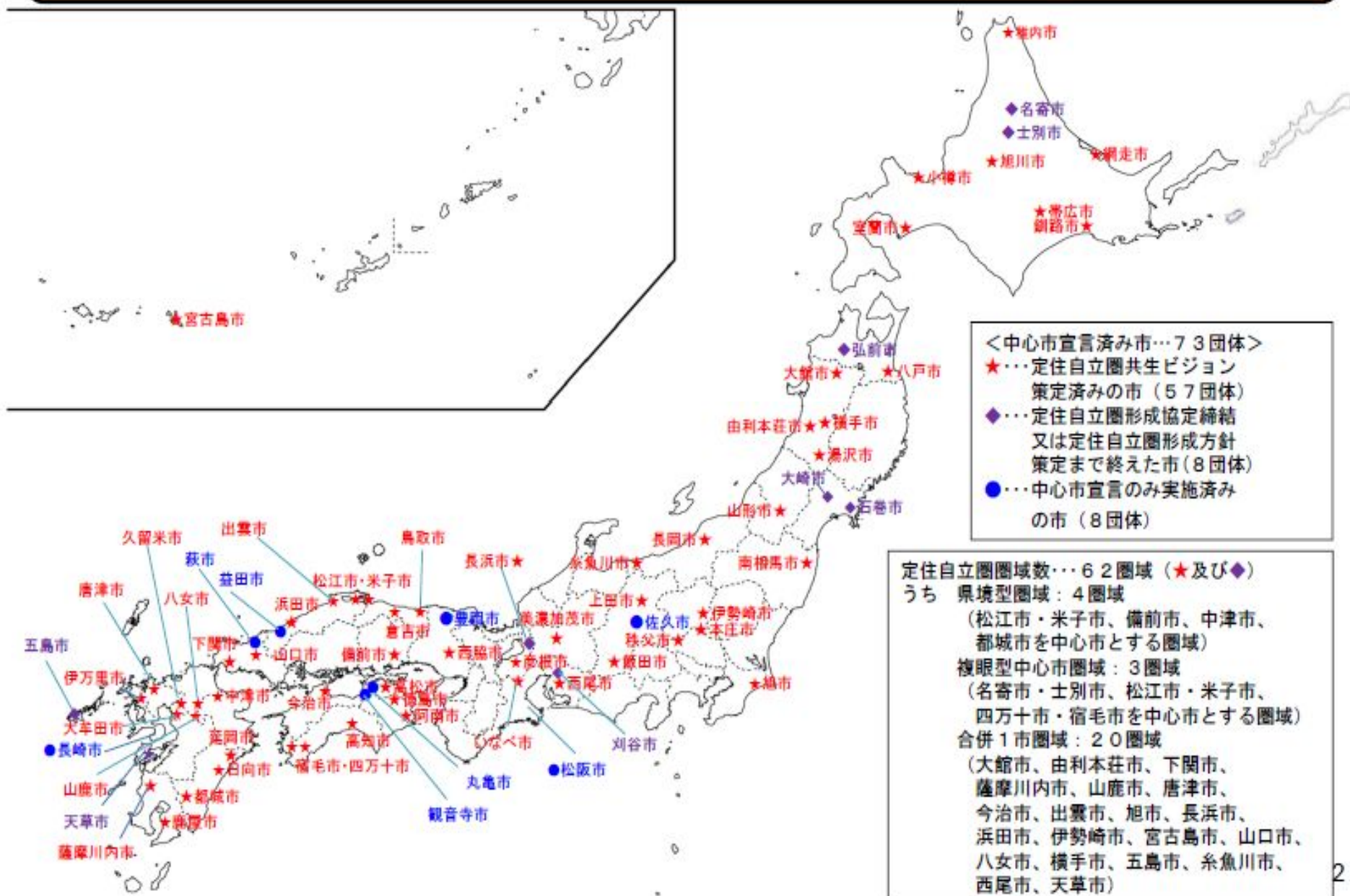
→自治体間の協定の締結、共生ビジョンの作成に基づき事業の実施が可能。国や県は助言・支援を行う。

# 定住自立圏構想のイメージ





# 定住自立圏の取組状況（平成23年12月末現在）





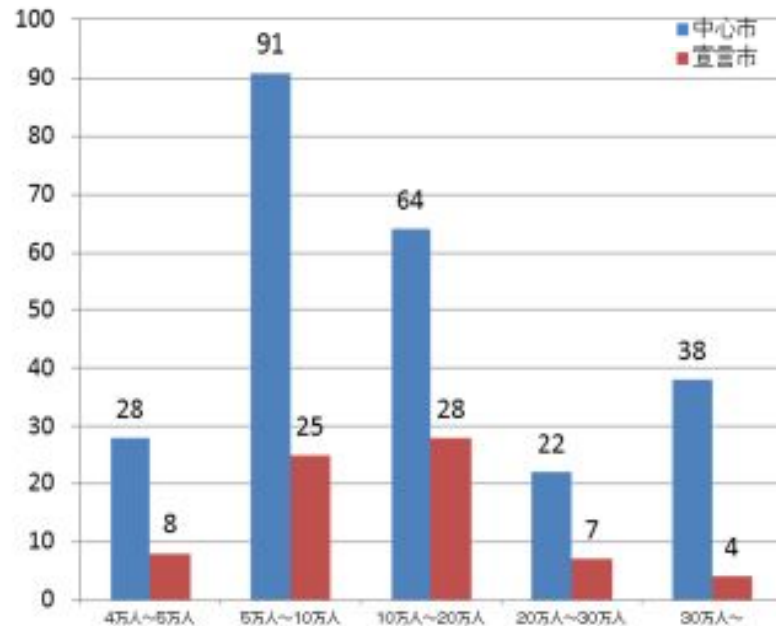
## 定住自立圏の取組状況（平成23年12月末現在）

	都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市		都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市
1	北海道	小樽市、旭川市、室蘭市、網走市、網走市、稚内市、帯広市、名寄市・士別市 (協議型)	札幌市、函館市、苫小牧市、千歳市、滝川市、石狩市	26	京都府		福知山市
2	青森県	八戸市、弘前市	青森市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市	27	大阪府		(※中心市要件該当団体なし)
3	岩手県		盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、一関市、釜石市、奥州市	28	兵庫県	西脇市、豊岡市	姫路市、洲本市、たつの市
4	宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市	29	奈良県		天理市
5	秋田県	横手市、大館市、湯沢市、山形本荘市	秋田市、能代市、大仙市	30	和歌山県		和歌山市、田辺市
6	山形県	山形市	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、東根市	31	鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	—
7	福島県	南相馬市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市	32	鳥取県	松江市、浜田市、出雲市、益田市	(安来市 ※周辺市町村として取組済み)
8	茨城県		水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市	33	岡山県	倉敷市	岡山市、倉敷市、津山市
9	栃木県		宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市	34	広島県		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市
10	群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、富岡市	35	山口県	下関市、山口市、萩市	宇部市、下松市、岩国市、長門市、周南市
11	埼玉県	秩父市、本庄市	—	36	徳島県	徳島市、阿南市	—
12	千葉県	船橋市	船山市	37	香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
13	東京都		(※中心市要件該当団体なし)	38	愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市
14	神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)	39	高知県	高知市、四万十市・宿毛市 (協議型)	(南国市 ※周辺市町村として取組済み)
15	新潟県	長岡市、糸魚川市	新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、上越市、佐渡市、南魚沼市	40	福岡県	大牟田市、久留米市、八女市	北九州市、福岡市、嘉麻市、飯塚市、田川市、朝倉市
16	富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	41	佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市、武雄市
17	石川県		金沢市、七尾市、小松市	42	長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市
18	福井県		福井市、敦賀市、越前市	43	熊本県	山鹿市、天草市	熊本市、八代市、玉名市、菊池市
19	山梨県		甲府市	44	大分県	中津市	大分市、日田市、佐伯市
20	長野県	飯田市、上田市、信久市	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市、中野市	45	宮崎県	都城市、延岡市、日向市	宮崎市、日南市、小林市
21	岐阜県	岐阜加茂市	岐阜市、大垣市、美濃市、中津川市	46	鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市	鹿児島市、出水市、指宿市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市
22	静岡県		静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、湖西市、牧之原市	47	沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市
23	愛知県	刈谷市、西尾市	豊田市、安城市、田原市	<b>合計</b>		<b>73</b>	<b>173</b>
24	三重県	松阪市、いなべ市	津市、四日市市、伊勢市、亀山市、伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 73団体が中心市宣言済み</li> <li>○ 62圏域(延べ271団体)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み</li> <li>○ 67団体が定住自立圏共生ビジョン策定済み</li> </ul>			
25	滋賀県	彦根市、長浜市	草津市、栗東市、東近江市				

## 定住自立圏構想の取組状況

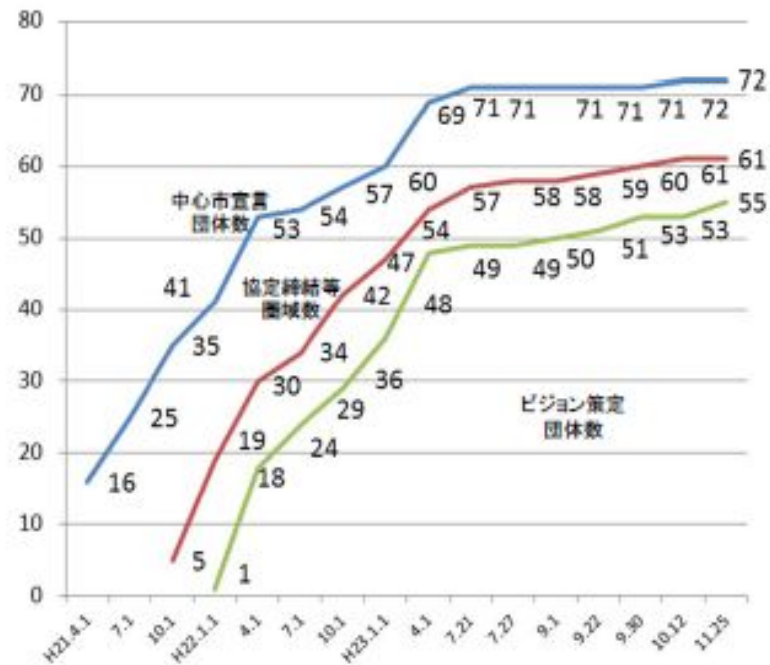
- 人口段階別の中心市宣言状況は、
- ・人口10万人超～20万人以下・・・44%
  - ・人口20万人超～30万人以下・・・32%
  - ・人口5万人超～10万人以下・・・27%
  - ・人口4万人超～5万人以下・・・29%
  - ・人口30万人超・・・11%

定住自立圏の取組状況  
(人口段階別、H23.11.25現在)



※四万十市・宿毛市、名寄市・士別市については、  
5万～10万人の区分で1団体としてカウント。

定住自立圏の取組状況



## 2ーこれまでの経緯

# 上十三地域における定住自立圏推進の方向性

## 1 一定住自立圏の検討状況<詳細については参考1・2参照>

(1)定住自立圏構想を推進していくことについて、上十三地域の市町村長間で合意

※「上十三地域広域市町村圏協議会 市町村長会議」で合意(平成23年2月7日(月))

(2)(1)の合意を受け、関係市町村と連携・協力していく取組について協議を行っているところ。

(3)現時点での関係市町村一上十三広域圏に属する市町村  
七戸町 六戸町 東北町 野辺地町 横浜町 六ヶ所村

## 2 構想推進にあたっての留意点

### ○上十三地域は広大な地域であること

- ・青森県東南部の太平洋岸から十和田湖、八甲田山系に至り、三本木台地及び北部上北のほぼ平坦な台地に展開。
- ・内陸部の十和田市、沿岸部の三沢市を拠点として、内陸部の七戸町、六戸町及び沿岸部の野辺地町、横浜町、六ヶ所村とが相互に連携を取りながら、地域生活、経済圏を形成。

#### 【参考:直近の広域市町村長会議での議論】

- ・平成23年10月17日(月) 上十三地域広域市町村圏協議会

(消防広域化について)

- ・解決すべき課題が多い。統合の期限にとらわれることなく、連携できることから順に検討するべきだ。



## 【参考1】これまでの検討経緯

## ■平成21年

・平成21年8月26日 上十三地域広域市町村圏協議会「定住自立圏構想」に係る勉強会

・9月29日 上十三地域広域市町村圏協議会担当課長会議

・10月5日 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議(県からの説明)

## ■平成22年

・1月18日 上十三地域広域市町村圏協議会担当課長会議

・2月18日 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議(県からの説明)

定住自立圏構想について圏域内で検討することに決定

・4月15日 上十三地域広域市町村圏協議会担当課長会議

・4月21日 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議

・7月14日 定住自立圏構想担当者会議

・7月30日 定住自立圏構想の枠組み確認

・10月25日 第2回定住自立圏構想担当者会議

協定で規定する取組への具体例拾い出し

・12月1日 第3回定住自立圏構想担当者会議

各市町村から提案のあった取組案が実施可能かの検討

## ■平成23年

・1月31日 上十三地域広域市町村圏協議会担当課長会議

・2月7日 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議

・定住自立圏構想を進めていくことの決定

・関係市町村からの提案を受け、具体的連携事項について協議。

・3月17日 十和田市議会 全員議員協議会

・6月27日 第4回第4回定住自立圏構想 企画担当者会議

## ■平成24年

・1月18日 上十三地域広域市町村圏協議会担当課長会議

・2月17日 上十三地域広域市町村圏協議会担当課長会議

【参考2】平成23年2月7日 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議  
＜圏域形成に関する御発言 抜粋＞

- 十和田市 十和田市としては関係町の賛同が得られれば、中心市宣言を行い、構想の具体化に向けて事務を進めていきたいと考えている。関係町から意見があれば伺いたい。
- 六戸町 事務段階で協議してきたが、これを土台にして進めていただければと思う。(十和田市と三沢市の中心市が2つあることについて)どちらというのが、私たちにとって困るところで、本当は1つでいいのではないかと思うが、六戸町は十和田市・三沢市どちらとも関係があるので、定住自立圏構想の取り組みは進めていただきたいと考えている。
- 十和田市 広域圏で一緒になって取り組めればより連携できると思うが、仕組みとして、市が中心となる必要がある。
- 横浜町 上十三は一つであり、定住自立圏構想を進めた方がよいのではないかと思う。十和田市・三沢市両方と進めることになれば、事務が煩雑になると思われる。
- 野辺地町 同じ上十三で六ヶ所村が入らないというのはアンバランス。
- 東北町 上十三地域一つで定住自立圏構想を進めるようお願いしたい。
- 六ヶ所村 事務方と相談したら、十和田市に○を付ければよかったとの話があった。東北町と同じで上十三地域1本で進めたほうがよいと思う。
- 七戸町 住民の仕事や生活は、広域的になっていて1市町村の範囲を超えている。七戸町が○を付けている項目以外にも取り組めるものがあると思う。
- 野辺地町 上十三で1つにまとめた体制がいいかもしれない。三沢や六ヶ所が入らないというのはアンバランス。各市町村ともに実情が微妙に違うと思う。取り組みが羅列されているが、これをどのように消化していくのか。尻切れトンボになってしまう懸念もある。このメニューの中で、どれを優先的に取り組むべきか議論して決める必要がある。まとめるのは大変かもしれないが、効果のある取り組みを優先して考えなければならない。

# 上十三地域における定住自立圏推進の方向性 ③

【参考2】平成23年2月7日 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議  
 <圏域形成に関する御発言 抜粋>

- 東北町 上十三は元々1本である。東北町は三沢市とは米軍施設・防衛省関係で繋がりがあり、六ヶ所村とは核燃料サイクル施設の関係で繋がりがあある。定住自立圏構想を進めるのであれば、両市云々ではなく、時間をかけてもいいので、上十三地域1本で進めるべきである。
- 六ヶ所村 上十三地域1本で進めた方がいいと思う。
- 十和田市 上十三地域1本で取り組んだほうがいいのかという意見や、より効果的な事業に的を絞っていけばいいのではないかと、そのためにも時間をかけて検討したほうがいいのかという意見があった。圏域1本でという意見について、やれるのかどうか事務局から説明をお願いしたい。
- 事務局 基本的に市と町村で1対1が原則となっている。(注1:中心市と周辺市町村の1対1の協定が積み重なることによって定住自立圏は形成される。)従って上十三一つという単位ではできない。(注2:2市が別個に定住自立圏を進める前提での発言)十和田市と一つの町村、三沢市と一つの町村という組み合わせになる。この組み合わせが繋がることで上十三地域全てを網羅することはできるが、原則としては1対1となる。  
 .....中 略.....
- 東北町 上十三地域は二つの市があるが、他の地域では二つの市はない。上十三には特殊な事情があるので、上十三全体で1つでいいのではないかと。
- 十和田市 この場ではなかなか結論がでないと思うが、現行制度ではそういうことになっている(市と町村で連携する)ので、このことについては再度国や県にも確認することにしたい。いずれにしても、各町村では両方の市と組むことができるし、片方の市と組むこともできる。先ほどの説明では、十和田と三沢でニュアンスに若干の違いがあったように感じたが、これから検討して進めていく方向でやるようにのご意見だったと思う。十和田市としては、これから中心市宣言に向けて勉強しながら取り組みを進めていきたいがよろしいか。  
 (異議なし)
- 十和田市 三沢市の方は、町村の中でも誤解があったようで○を付けたほうがよかったとの話もあった。再度、各町村で事務方とも相談いただき、ダブってもいいから三沢と連携する場合には、どの項目に取り組むか整理して進めていただきたい。実現に向けて現段階では検討を進めていくということで異議はないか。  
 (異議なし)

## 3-1 圏域形成の種類と留意点



## 様々な圏域の形態

### 県境を超えて形成された定住自立圏（県境型）



住民の生活実態を踏まえ、**県境の市町村間で圏域を形成**

※いずれの圏域も県境を超えて地域住民の移動（通勤通学等）が存在

中心市名	定住自立圏エリア	県境での取組例
米子市・松江市	鳥取県・島根県境	中海（県境の湖）の水質保全
備前市	岡山県・兵庫県境	広域観光ルートの設定
中津市	大分県・福岡県境	県境コミュニティバス路線新設
都城市	宮崎県・鹿児島県境	休日診療、夜間救急体制維持

### 広域的な合併を行った合併市の定住自立圏（合併一市型）



広域的な合併を行った**合併市**で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、**合併1市で定住自立圏を形成**（人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を策定）

大館市、由利本荘市、糸魚川市、下関市、薩摩川内市、山鹿市、唐津市、今治市、旭市、出雲市、浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、八女市、横手市、五島市、長浜市、西尾市

### 他の圏域と重複する定住自立圏（圏域重複型）



**ある市町村が複数の圏域を形成**（複数の中心市と連携する周辺市町村）

中心市名	周辺市町村
都城市	三股町、曾於市、志布志市
鹿屋市	垂水市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大津町、肝付町



**大規模な市の圏域が他の圏域を包含して圏域を形成**

中心市名	周辺市町村
延岡市	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
日向市	門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村

### 2つの市を中心市とする定住自立圏（複眼型）



**2つの市が共同して中心市となり、圏域を形成**

中心市名
名寄市・士別市
米子市・松江市
四万十市・宿毛市

## 合併1市圏域、複眼型中心市について

### 合併1市圏域

中心市のうち、広域的な合併を行った合併市であって、人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成することができる。

この場合、定住自立圏形成協定に代えて、人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を議会の議決を経て、策定できる。

#### 合併1市圏域

1つの合併市で1圏域を形成



### 複眼型中心市

隣接する2つの市（それぞれ昼夜間人口比率要件及び地域要件を満たすもの）の人口の合計が4万人を超えるときは、2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合、全ての行為は2つの市が共同して連名で行う。例えば、中心市宣言や周辺市町村との定住自立圏形成協定の締結等を2つの市の連名で行う。

#### 複眼型中心市

圏域内に中心市に該当する2つの市が存在





## 1 一十和田市・三沢市が中心市要件を満たすこと

### ■ 中心市要件

- ① 人口が5万人程度以上であること(少なくとも4万人を超えていること)。
- ② 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
- ③ いわゆる三大都市圏でないこと

→ 上十三地域に当てはめると中心市要件を満たす市としては、①十和田市 と ②三沢市 が該当する

## 2 一上十三 関係市町村の首長からのご意見

(平成23年2月7日 広域市町村長会議)

- (十和田市と三沢市の中心市が2つあることについて)どちらというのが、私たちにとって困るところで、本当は1つでいいのではないかと思う。(六戸町)
- 上十三は一つであり、定住自立圏構想を進めた方がよいのではないかと思う。十和田市・三沢市両方と進めることになれば、事務が煩雑になると思われる。(横浜町)
- 上十三地域一つで定住自立圏構想を進めるようお願いしたい。上十三地域は二つの市があるが、他の地域では二つの市はない。上十三には特殊な事情があるので、上十三全体で1つでいいのではないか。(東北町)
- 上十三で1つにまとめた体制がいいかもしれない。(野辺地町)
- 上十三地域1本で進めた方がいいと思う。(六ヶ所村)

# 4－圏域形成の方向性

<複眼型一十和田・三沢共同で中心市となる>

～十和田・三沢で協議し合意したもの～

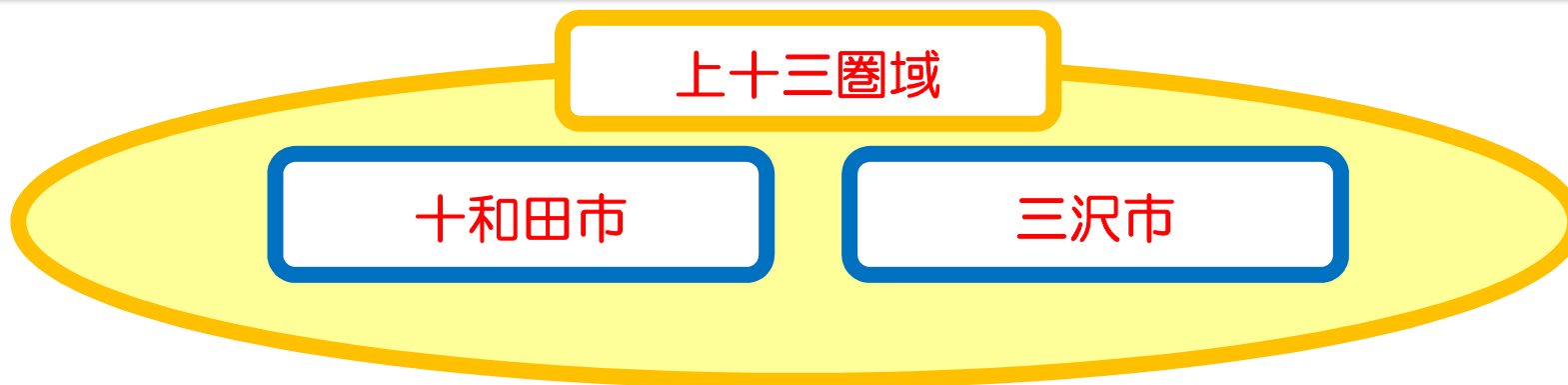


## 圏域形成の方向性＜複眼型＞

- 定住自立圏構想では、十和田市・三沢市の両市が中心市要件を満たす。
- これまでの上十三としての広域連携の経緯を踏まえ、総務省と相談も行い、十和田市と三沢市で以下の通り圏域形成を行うことで合意。

【上十三として共同で中心市となる－複眼型で圏域形成】

- ①これまで上十三広域圏という同一の圏域に属し広域連携を行ってきた経緯
- ②十和田市と三沢市の両市は非常に近接しており（例えば十和田観光電鉄の路線  
総延長距離は14.7km）、生活圏を同じくし、地域的な繋がりを有すること  
等の事情を総合的に勘案し、複眼型＜2市が共同で中心市となる。＞  
で圏域形成を行う。



（注）このような事例は全国でも3例しかない。  
東北地方では初。

## 圏域形成イメージ

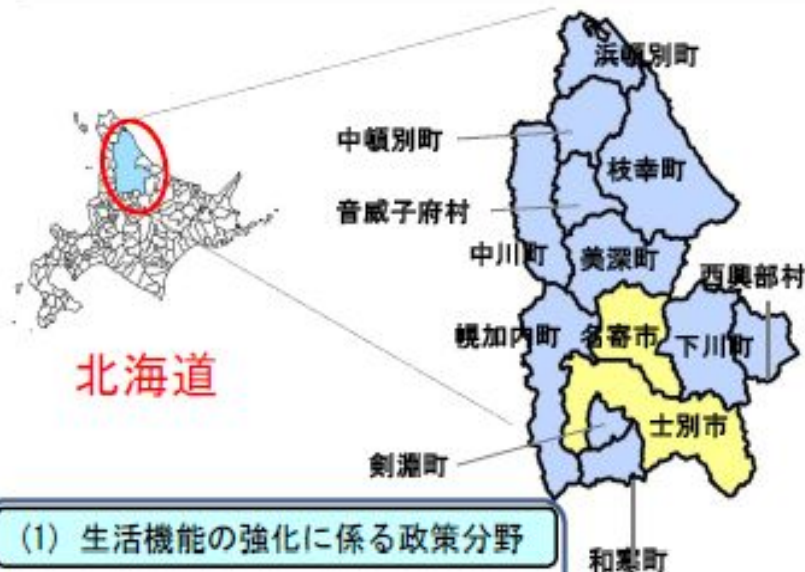
これまでの上十三の広域連携の経緯を踏まえ、十和田市と三沢市が  
共同で中心市となり、上十三圏域を形成  
→ 「東北地方初の 複眼型」(全国では4番目)



## 【参考1】 複眼型の事例

- (1) 北・北海道定住自立圏(中心市:名寄市&士別市)
- (2) 中海圏域定住自立圏 (中心市:米子市&松江市)
- (3) 播多地域定住自立圏(中心市:四万十市・宿毛市)

# 名寄市・士別市 定住自立圏形成協定の概要



中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率
名寄市	26,590	1.019
士別市	23,411	0.999

周辺市町村名	人口（人）	周辺市町村名	人口（人）
和寒町	4,238	幌加内町	1,952
剣淵町	3,952	西興部村	1,224
下川町	4,146	枝幸町	7,534
美深町	5,512	浜頓別町	4,582
音威子府村	1,070	中頓別町	2,289
中川町	2,166	圏域合計	88,666

※平成17年国勢調査

## (1) 生活機能の強化に係る政策分野

- 医療
  - ・救急医療の維持・確保
  - ・圏域医療体制の充実
- 福祉
  - ・審査会業務の連携
  - ・障がい者福祉の推進
- 教育
  - ・図書館相互利用の促進
  - ・生涯学習機会の充実
- 産業振興
  - ・地域資源を活用した観光と地場産品の振興
  - ・鳥獣被害防止対策の推進
- その他
  - ・低炭素社会に向けた取組の推進
  - ・廃棄物処理施設の広域利用の推進
  - ・水道水質検査業務の連携
  - ・消費生活相談事業の連携

## ○名寄市・士別市と周辺町との定住自立圏形成協定の概要

### (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 地域公共交通
  - ・地域公共交通の確保
- 道路等の交通インフラの整備
  - ・交通ネットワークの形成
- 地域内外の住民との交流・移住促進
  - ・地域内外の住民との交流促進

### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- 宣言中心市等における人材の育成
  - ・大学と連携した人材育成
  - ・職員研修

※周辺町村により、協定内容は異なることに留意。



## 米子市・松江市 定住自立圏形成協定の概要



中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率
米子市	149,584	1.055
松江市	210,796	1.037

周辺市町村名	人口（人）	周辺市町村名	人口（人）
境港市	36,459	安来市	43,839
		圏域合計	440,678

※平成17年国勢調査

### ○中海圏域の間の定住自立圏形成協定の概要

#### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ① 医療
    - ア 保健医療を担う病院への支援
  - ② 福祉
    - ア 圏域内の保育所情報の提供
    - イ 障害者雇用・就労支援の促進
  - ③ 教育
    - ア 体育・文化施設利用による住民交流の促進
    - イ 図書館利用者登録の拡充
    - ウ 学校給食に圏域内の特産食材の使用
  - ④ 産業振興
    - ア 圏域の観光振興
    - イ 「中海産業技術展」への支援
    - ウ 環日本海定期貨客船の安定就航に向けた支援
  - ⑤ その他
    - ア 下水道のインフラ整備
- ほか

#### (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- ① 地域公共交通
  - ア 公共交通の利便性向上に向けた取組
  - イ コミュニティバスの運行
- ② 道路の交通インフラ整備
  - ア 中海の湖岸を周遊できる道路の検討
  - イ 中海架橋建設に向けた連携
- ③ その他
  - ア 「中海圏域振興ビジョン」（仮称）の策定
  - イ 圏域情報の共有化

#### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ① 人材育成
  - ア 職員派遣及び合同職員研修
  - イ 外部から専門的な人材を共同で招へい

※周辺町により、協定内容は異なることに留意。



## 四万十市・宿毛市 定住自立圏形成協定の概要



中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率
四万十市	37,917	1.042
宿毛市	24,397	1.032

周辺市町村名	人口(人)	周辺市町村名	人口(人)
土佐清水市	17,281	大月町	6,437
黒潮町	13,437	三原村	1,808
		圏域合計	101,277

※平成17年国勢調査

### ○四万十市・宿毛市と周辺市町村の間の定住自立圏形成協定の概要

#### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

##### ア 医療

- (7) 高度医療・地域医療ネットワークの充実
- ・圏域内の各医療機関の役割分担と機能・連携の強化、ネットワーク化の促進

##### イ 産業振興

- (7) 滞在型・体験型観光の推進
- ・2泊3日以上での周遊ルートの作成や体験プログラムの開発など
  - ・幡多広域観光協議会の法人化

##### ウ 教育・文化

- (7) 図書館ネットワークの構築
- ・圏域の図書館全体としての蔵書の確保と充実
  - ・図書検索システムや図書館システムの導入と相互貸借の促進

#### (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

##### ア 地域公共交通

- (7) 地域公共交通ネットワークの構築
- ・地域公共交通総合連携計画などに基づく具体施策の推進
  - ・土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、高知西南交通バス路線、宿毛フェリー宿毛佐伯航路の運行に対する経費負担

##### イ ICTインフラ整備

- (7) 情報通信ネットワークの整備促進
- ・ブロードバンド・ゼロ地域の解消とケーブルテレビのエリア拡大
  - ・医療、産業振興、教育・文化などの各分野における情報通信ネットワーク化の促進

#### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

##### ア 人材の育成・交流

- (7) 職員の合同研修及び研究等
- ・職員の資質、圏域マネジメント能力の向上と職員間の連携強化
- イ 外部からの人材の確保
- (7) 圏域外からの専門家の登用
- ・滞在型・体験型観光の推進と幡多広域観光協議会の法人化に向けた圏域外からの専門家の登用

※周辺市町村により、協定内容は異なることに留意。

## 【参考2】 定住自立圏構想推進要綱

## 定住自立圏構想推進要綱(抄)

(平成20年12月26日 総行応第39号 総務事務次官通知)

### 第7 2つの市による中心市に係る特例

隣接する2つの市(各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。)の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4(1)から(4)までに規定する中心市宣言書、第5(1)から(3)まで及び(5)に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。